注意報 注意報 注意報 注意報 注意報

滋 病 防 第 25号 令和6年(2024年)4月23日

各 関 係 機 関 の 長 様 各病害虫防除推進員 様

滋賀県病害虫防除所長

病害虫発生予察注意報第2号の送付について

このことについて、下記のとおり発表したので送付します。

麦類赤かび病多発のおそれ 令和6年度 病害虫発生予察注意報第2号

-�-

令和6年(2024年) 4月23日 滋 賀 県

対象作物:麦類(小麦、大麦)

病害虫名:赤かび病

1. 発生地域:県内全域2. 発生時期:5月上旬以降

3. 発生量:多

4. 注意報発表の根拠

- (1)向こう1か月の気象予報(大阪管区気象台4月18日発表)では、気温は高く、降水量は県南部で多く、県北部で平年並、日照時間は県南部で少なく、県北部で平年並または少ない見込みで、赤かび病菌の感染に好適な気象条件となると予想される。
- (2) 小麦および大麦の生育は平年並で、4月中旬以降、県内全域において農薬散布適期である開花が始まっている。
- (3) 小麦「びわほなみ」は赤かび病に弱く、好適な気象条件により本病が多発する可能性がある。

5. 防除対策およびその他注意事項

- (1) 小麦「びわほなみ」は、赤かび病に弱いことから、開花始め〜開花期とその7〜 10日後頃に農薬を合計2回散布する防除体系を基本とするが、<u>本年は本病が多発する可能性があるため、散布2回目の7〜10日後頃に3回目の農薬散布を実施する。</u>
- (2) 「びわほなみ」以外の小麦品種は、開花始め〜開花期に農薬を1回散布する防除体系を基本とする。また、六条大麦は、赤かび病にやや弱いことから、開花始め〜開花期とその7〜10日後頃に農薬を合計2回散布する防除体系を基本とする。なお、農薬散布後に気温が高く、曇雨天が続く場合は、最終散布の7〜10日後頃に追加散布(「びわほなみ」以外の小麦品種では2回目、六条大麦では3回目)を実施する。
- (3)薬剤は<u>県農作物病害虫雑草防除基準</u>を参照のこと。農薬の散布にあたっては、 ラベルを確認し、農薬使用基準(使用時期・使用回数等)を遵守する。
- (4) 小麦については、食品衛生法においてデオキシニバレノールを 1.0mg/kg を超えて <u>含有するものであってはならない旨の成分規格が設定され</u>、令和 4 年 4 月から適 用されている。基準値を超過すると、流通できず、生産者が廃棄処分する必要が ある。



写真1 小麦赤かび病 穂の一部が褐変している



写真2 小麦赤かび病(拡大) 頴(えい)の合わせ目や小穂と軸の間に、 サーモンピンク色のかびが見られる。

お問い合わせ先:滋賀県病害虫防除所 TEL:0748-46-4926 FAX:0748-46-5559

Email:gc70@pref.shiga.lg.jp

http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

<u>下線</u>部を守らないと、**農薬取締法違反で罰せられる可能性があります**。

- 1. 販売に関すること
- ①農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ②販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤<u>販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量(水質汚濁性農薬につ</u>いては譲渡先別譲渡数量)を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。

<u>また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬</u>に該当しない除草剤」を農薬として<u>使用できない旨を表示すること。</u>

- ⑦農薬は他の品目(特に食品)と混在して陳列しないでください。
- ⑧農薬は住居(生活空間)で保管しないでください。
- ⑨農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩盗難防止対策をとってください。
- ⑪最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ①毒物・劇物を販売している方は、毒物及び劇物取締法の規定を遵守してください。
- 2. 使用に関すること
- ①農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ②販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・使用量:面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・ 希釈倍率: 規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・使用時期:規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。

(種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある)

- ・最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。

農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数

- ⑤ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥農作物等・人畜・生活環境動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦<u>農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じな</u> いようにすること。
- ⑧農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩毒物・劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。